

## 法改正に伴う『公務員Vテキスト2民法（下）』における修正について

TAC 公務員講座

平成 25 年 9 月 4 日の最高裁判所大法廷の違憲決定を受けて、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の法定相続分と同等とする法改正が成立しました。この法改正に伴い『Vテキスト2民法（下）』に修正を要する箇所があります。お手数ですが訂正の上、ご使用下さい。

## 記

頁	変更後
P224 ③1), 2)	1) 非嫡出子は嫡出子の 1/2 とする民法 900 条 4 号ただし書前段の規定は最高裁の違憲判断を受けて削除されたため、両者の法定相続分は等しいこととなる(同条 4 号本文)。したがって、上記事例 1 で、C が非嫡出子であっても、 $B \cdot C =$ 各 1/4 となる。 2) 父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹は、双方を同じくする兄弟姉妹に対して 1/2 の相続分である(同条 4 号ただし書)。
P224 注 8)	近時、最高裁は同規定を違憲とする決定を下した(最大決平 25.9.4)。
P262 Exercise② 解答解説	法改正に伴い解答なしとなる E は非嫡出子であるが民法 900 条 4 号ただし書前段は違憲無効であり適用されないため、各自の相続は原則どおり $B = 1/2$ , $C \cdot D \cdot E =$ 各 1/6 となる(900 条 1 号・4 号本文)。 A の遺産 2000 万円に遺贈分 200 万円を加えた合計 2200 万円に各自の相続分を乗じると、 $B = 2200 \times 1/2$ 万円, $C \cdot D \cdot E =$ 各 $2200 \times 1/6$ 万円となる。 最後に、E については特別受益を控除した額 ( $2200 \text{ 万円} \times 1/6 - 200 \text{ 万円}$ ) が相続分となる。

以上